



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年9月13日火曜日 第2807号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 692

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... (農業経済課) ... 692

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 694

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 694

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... (漁政課) ... 694

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 696

新たな土地改良事業施行の関係書類の縦覧..... (") ... 696

道路の供用開始 (県道今治波方港線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 696

道路の区域変更 (県道森松重信線)..... (中予地方局管理課) ... 696

道路の供用開始 (県道砥部伊予松山線)..... (") ... 696

正 誤

平成28年8月2日付け第2895号外1中..... (私学文書課) ... 697

告 示

○愛媛県告示第1030号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
藤原ショッピングセンター	松山市藤原二丁目8番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田達也	平成28年 6月17日	平成28年 8月30日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1031号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年8月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>8厘5毛</u>	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>8厘</u>
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分3厘	年 <u>8厘5毛</u>	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分3厘	年 <u>8厘</u>
7 省略				7 省略			

	いう。) 第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	貸し付ける場合		に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	団体を除く。)に貸し付ける場合		いう。) 第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	貸し付ける場合		に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	団体を除く。)に貸し付ける場合	
1・2 省略							1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年8厘5毛	年8厘5毛		3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年8厘	年8厘
4～6 省略							4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年8厘5毛	年8厘5毛		7 漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年8厘	年8厘
8 省略							8 省略					

○愛媛県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年9月13日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 山 煉 一	西条市氷見丙1054番地

○愛媛県告示第1036号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改

良事業（農地耕作条件改善事業（農作業道）上野田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年9月13日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農地耕作条件改善事業（農作業道）上野田地区）の計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成28年9月14日から10月14日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市東村四丁目442番12から 同市東村四丁目440番4まで	平成28年9月13日

○愛媛県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	森松重信線	松山市森松町685番1から 同町167番1地先まで	旧	メートル 6.9～8.4	キロメートル 0.387	
			新	14.2～18.0	0.387	

○愛媛県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予市上三谷甲4318番4から 同市上三谷甲4317番まで	平成28年9月13日

正 誤

○正 誤

平成28年 8月 2日付け第2895号外 1 中

ページ	箇 所	誤	正
1	県報番号	第2895号外 1	第2795号外 1